



2025年7月11日

各 位

会 社 名 株式会社 近 鉄 百 貨 店
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 梶間 隆弘
(コード番号8244 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 代表取締役 専務執行役員 八木 徹
(TEL. 06-6655-7030)

補償金の受領契約の締結及び特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会の決議により、下記のとおり補償金の受領契約を締結すること及びそれに伴う特別利益の計上を行うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 補償金の受領契約について

契約の内容：当社名古屋店閉店に伴う逸失利益や損失等に対する補償金を受領

契約の相手先である近鉄不動産株式会社の概要

(1) 所在地	大阪市天王寺区上本町6-5-13
(2) 代表者の役職・氏名	取締役社長 倉橋 孝壽
(3) 主な事業内容	分譲マンション事業、戸建・宅地分譲事業、注文住宅請負事業、不動産仲介事業、不動産鑑定評価、リフォーム・リノベーション事業、オフィスビル事業、商業施設運営・管理、駐車場事業、高架下事業、海外事業、レジャー事業など
(4) 資本金	100百万円
(5) 設立年月日	1979年4月23日
(6) 発行済株式数	8,720,030株
(7) 決算期	3月
(8) 大株主及び持株比率	近鉄グループホールディングス株式会社 100%

2. 特別利益の計上について

2025年5月26日公表のとおり、近鉄グループが参画する名古屋駅地区再開発計画による名古屋近鉄ビル（所在地：名古屋市中村区名駅一丁目2番2。以下、「本ビル」という。）解体に伴い、本ビルに入居する当社名古屋店は2026年2月末をもって閉店いたします。本日、本ビルの貸主である近鉄不動産株式会社（以下、「近鉄不動産」という。）との間で、当社名古屋店閉店に伴う逸失利益や損失等に対する補償金の受領を内容とする契約（以下、「本契約」という。）を締結いたしました。本契約に基づき受領する4,531百万円を受取補償金として第2四半期に特別利益に計上いたします。

3. 今後の見通しについて

本日、別途開示いたしました「第2四半期（中間期）業績予想（連結・個別）の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

4. 支配株主との取引等に関する事項

当社及び近鉄不動産は、それぞれ近鉄グループホールディングス株式会社（以下、「近鉄GHD」という。）を親会社とし、同一の親会社を有することから、本契約に基づく取引は支配株主その他施行規則で定める者との重要な取引等に該当いたします。

（1）支配株主との取引等の妥当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社が、2025年5月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書には、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「近鉄GHDまたはその子会社との取引条件は、近隣相場および市場価格等を参考に、協議のうえ合理的に決定しております。また、それらの会社との重要な取引については、特別に定めた手続きにより慎重に行うなど、少数株主の保護を図っております。」と記載しております。

この点に留意の上、当社は本契約に際して、近鉄GHDからの独立性の確保に努めつつ、さらに以下（2）及び（3）に記載のとおり必要な措置を講じており、上記指針に適合していると考えております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本契約の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

① 当社における独立役員からの意見書の取得

本契約に関する意思決定上の恣意性を排除し、公平性を確保するとともに、少数株主の利益を保護するため、当社の独立役員4名に以下（3）に記載のとおり依頼したうえで、東京証券取引所の定める規則に基づき、本契約が当社の少数株主にとって不利益なものでないとの意見を得ております。

② 意思決定における利害関係者の排除措置等について

当社は、本契約の締結に際して、会社法第369条第2項に規定される特別の利害関係を有する取締役該当する取締役は存在しないと認識しておりますが、取締役会長の秋田拓士氏、代表取締役の長野公俊氏及び八木徹氏、取締役の小林哲也氏の4名は決議に参加せず、他の取締役による決議がなされております。本契約が支配株主その他施行規則で定める者との重要な取引等に該当するため、当社取締役会の機関決定における支配株主の影響を排除するための措置として最適であると判断したためであり、以下の理由から意思決定に係る手続きとして、妥当性を有するものと考えております。

（1）支配株主である近鉄GHDの取締役を兼務する小林哲也氏に加え、近鉄GHDを同一の親会社とする近鉄リテールホールディングス株式会社の取締役会長を兼務する秋田拓士氏、近鉄GHDでの職務経歴を有する代表取締役の長野公俊氏及び八木徹氏が当社取締役会の構成員であり、当社は、当該4名が会社法第369条第2項に規定される特別の利害関係を有する取締役に該当しないと認識しているものの、その経歴から利害関係者と見做されうる余地を持つ者であることを鑑み、決議に参加せず他の取締役が、当該4名からの影響を受けることなく、決議に際して自らの意思表示を行うことができること。

（2）当該4名以外の取締役が自己の意思表示を行うために必要となる十分な説明、情報提供及び質疑等が実施され、とりわけ、独立役員においては、決議において勘案されるべき意見書の作成も踏まえ、相応の時間的猶予をもって、本契約に至る経緯や背景を含む関連資料をはじめ、質疑等の機会が十分に提供されることにより、十分な情報提供と検討のうえに、意見書を作成し、独立した立場からその心証を形成

しうること。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益ではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本契約は、支配株主その他施行規則で定める者との重要な取引等に該当するため、当社は、支配株主である近鉄GHDと利害関係を有しない当社の社外役員であり、独立役員である向井利明氏、吉川一三氏、廣瀬恭子氏及び井上圭吾氏に対して本契約に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否かの検討を依頼し、当該4名より、本契約は、以下の理由より当社の少数株主にとって不利益なものではないとする旨の意見書を7月11日までに入手しております。

・本契約の目的について

当社名古屋店が入店している本ビルが、対象エリアの再開発の高度の必要性に基づく名古屋駅地区再開発計画により、解体されることを機に、当社は周辺地域の事業環境等も勘案のうえ閉店するものの、閉店に伴うマイナス要因を排除すべく、貸主である近鉄不動産に対し閉店に伴う逸失利益や損失等に見合う補償金を要望し、受領するものである。

・交渉の過程について

本契約の金額その他の契約内容の決定にあたっては、閉店に伴う当社の逸失利益やテナントに対する補償の公正妥当な価格水準、撤去工事費の相場等を調査、検討の結果、算出した金額に基づき、近鉄不動産と誠意をもって、交渉を行ったものであり、同一の親会社をもつ近鉄不動産に有利に、当社に不利に進められたと窺える事情も認められない。

・金額の公正性及び契約内容について

本契約の主たる内容である受取補償金の金額は、当社が名古屋店において有する資産価値や逸失利益、撤退に係る工事費及びテナントへの退去補償金として、客観的に相当と考えられる金額を基準に設定されているものと認識している。従って、当社の少数株主にとっても不利益となるものではないと考えられる。

・当社の中長期的な企業価値向上について

周辺地域の事業環境等を含めた総合的観点から、本契約の締結により、より有効な事業へのアロケーションが可能となり、中長期的な企業価値向上に繋がる効果が期待される。従って、当社の少数株主にとっても不利益となるものではないと考えられる。

以 上